

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年9月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

永平寺町規則第20号

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町有償旅客自動車運送事業の実施及び運営に関する条例施行規則(令和2年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「町役場総合政策課」を「町役場本庁及び各支所」に改める。

第4条第2項中「門前」を削り、同条第3項中「方式」を「方法」に改める。

第7条第2項中「運休日は」の次に「、土曜日」を加える。

第8条第1項中「鳴鹿区、山鹿区、下浄法寺区、殿村区、上浄法寺区、岩野区、吉波区、栃原区、志比区、荒谷区、市野々区、京善区、寺本区、けやき台区、諏訪問区、諏訪問団地区、東諏訪問区、松岡吉野堺区、松岡吉野区、松岡小畑区、松岡宮重区、松岡西野中区、松岡湯谷区及び松岡上吉野区に住所を有する者」を「次の各号のいずれかの行政区に住民登録がある者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 鳴鹿区、山鹿区、下浄法寺区、殿村区、上浄法寺区、岩野区、吉波区及び栃原区(以下、「志比北鳴鹿山鹿地区」という。)
- (2) 志比区、荒谷区、市野々区、京善区、寺本区、けやき区台、諏訪問区及び東諏訪問区(以下、「志比南地区」という。)
- (3) 松岡吉野堺区、松岡吉野区、松岡小畑区、松岡宮重区、松岡西野中区、松岡湯谷区及び松岡上吉野区(以下、「吉野地区」という。)
- (4) 松岡上合月区、松岡下合月区、松岡末政区、松岡渡新田区、松岡兼定島区、松岡領家区、松岡樋爪区、松岡平成区、松岡御公領区及び松岡学園区(以下、「御陵地区」という。)
- (5) 吉峰区、藤巻区、市荒川区、中島区、竹原区、石上区、栗住波区、せせらぎ区、清水区、大野島区、市右エ門島区、山王区、大月区、牧福島区、浅見区、野中区及び北島区(以下、「上志比地区」という。)

第8条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項各号に定める利用者は、それぞれ各号に定める地区を運行するデマンドタクシーを利用するものとする。

第10条中「その出発希望時刻の30分前(午前10時までの出発便の予約は1営業日前)までに」を「事前に」に改める。

第12条第2項第1号中「デマンドタクシー車内」の次に「(道路運送法第4条の規定に基

づくものを除く)」を加え、同条第3項を削る。

第15条の見出し中「無料」を「減額等」に改め、同条中「者」の次に「及び減額等の額」を加え、「次の各号のいずれかに該当するものとし、その運賃は無料と」を「、別表第4に定めるとおりと」に改め、同条各号を削る。

第17条の見出し中「運行」の次に「の」を加え、同条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第12条関係)

名称	利用者	利用内容	販売価格
回数券(志比北鳴鹿山鹿地区、志比南地区、吉野地区)	大人	11枚つづり	3,000円
回数券(御陵地区、上志比地区)	大人	11枚つづり	5,000円
定期券(志比北鳴鹿山鹿地区、志比南地区、吉野地区)	大人	1か月	4,000円
定期券(御陵地区、上志比地区)	大人	1か月	6,500円

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第15条関係)

減額等の対象者	減額等の内容
未就学者	無料
2人以上で利用予約を行う者(御陵地区、上志比地区のみ)	それぞれに運賃から100円を減免
特に町長が必要と認めた者	特に町長が必要と認める額を減免

様式第3号を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。